

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第7号に掲げるたら固定式刺し網漁業(オホーツク総合振興局管内沖合海域)について、その許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月21日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
たら固定式刺し網漁業	オホーツク総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上枝幸・紋別両郡界43度30分の線と最大高潮時海岸線上斜里・目梨両郡界から32度30分の線によって囲まれたオホーツク総合振興局管内沖合海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。 なお、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線以東の海域を除く。	毎年、3月1日から12月31日まで	5隻	総トン数20トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	令和4年12月31日から令和5年1月30日まで	1. 許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが72ミリメートル以上の大きさでなければならない。 (3)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4)さけ・ます、つぶ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに (5)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう海中に戻さなければならない。 (5)たら以外の魚種を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (7)我が国領海及び排他的経済水域内の水域以外に立ち入ってはならない。